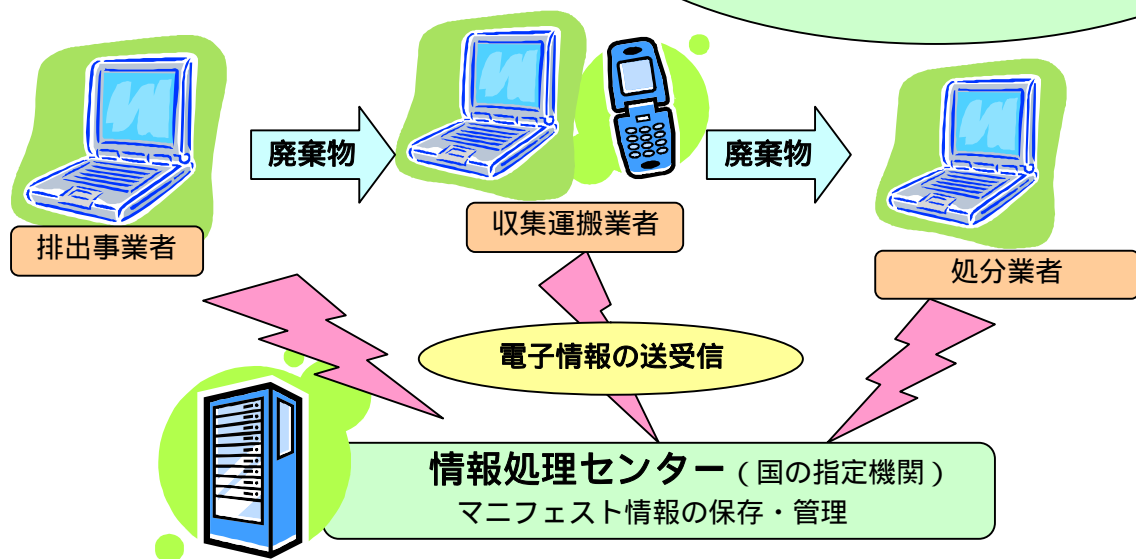


平成20年度より  
産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）  
の交付等状況報告が  
必要となりました。

電子マニフェストの普及を  
推進しています。

### 電子マニフェストのメリット

交付等状況報告が不要  
廃棄物管理のIT化、  
偽造防止、法令遵守等



平成20年3月

石川県

産業廃棄物の排出事業者（中間処理業者を含む。）には、産業廃棄物の処理を委託する場合、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）又は電子マニフェストのいずれかの交付等が義務付けられています。

平成 18 年 7 月の廃棄物処理法施行規則の改正により、紙マニフェストの交付者には前年度の紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付等の状況について、平成 20 年度以降、毎年 6 月 30 日までに県（金沢市内の事業場は金沢市）へ報告することが義務化 されました。

（初年度は平成 20 年 6 月 30 日までに、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間に交付した紙マニフェストの状況を報告する必要があります。）

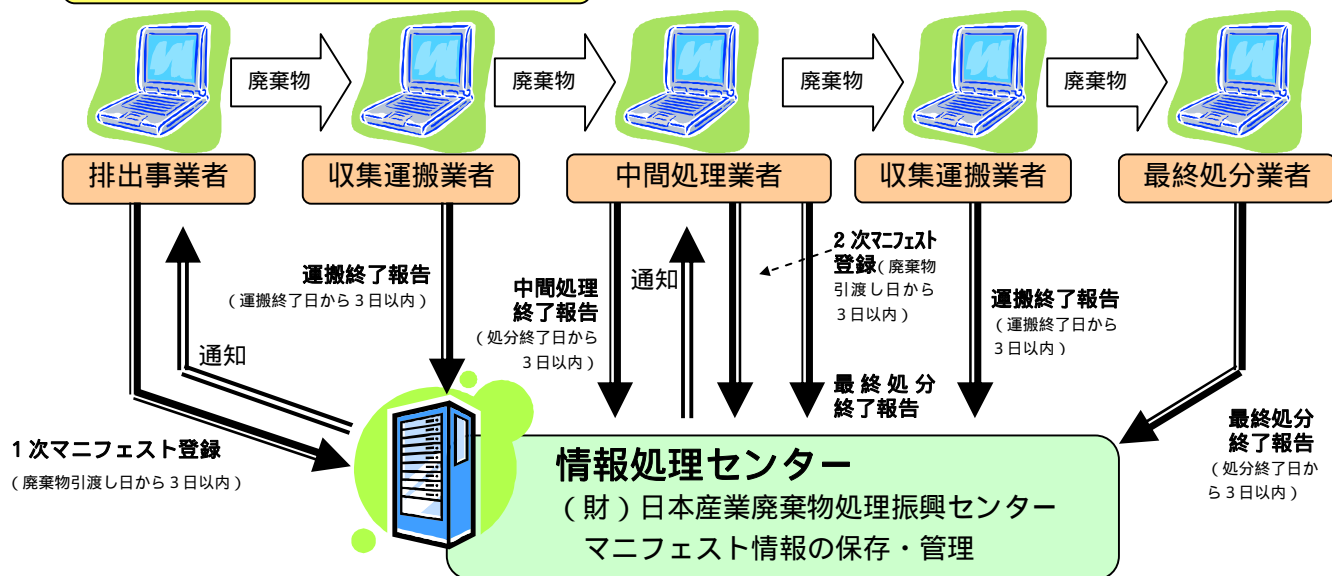
ただし、電子マニフェストの場合は、情報処理センターが集計し、県等に報告されるため、個々の事業場からの報告は必要ありません。

国では「IT 新改革戦略」において、電子マニフェストの普及を推進しています。  
[ 電子マニフェスト普及目標：平成 22 年度の普及率 50% ]

電子マニフェストには次に掲げるメリットがあります。

- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要。  
（電子マニフェストと紙マニフェストを併用する場合、電子マニフェストシステムを活用して産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成も可能）
- ・ 記入漏れがない。・パターン登録により入力・確認が簡単
- ・ 処理終了をタイムリーに確認。
- ・ 紙マニフェストの B2 票、D 票、E 票の回収、A 票との照合作業が不要。
- ・ 伝票の保存管理スペースが不要。（紙マニフェストの場合は 5 年間の保存が必要）
- ・ 情報処理センターに保管しているデータをパソコンに取り込み、帳簿等の作成が容易。  
[ CSV 形式で保存した後、表計算ソフト（エクセル等で加工）できる。 ]
- ・ 偽造がされにくいなど、データの透明性が確保できる。

## 電子マニフェストの流れ



産業廃棄物の種類は次から選択下さい

平成19年度)

平成20年6月30日

石川県金沢市鞍月 丁目 番地
凹凸建設株式会社 代表取締役 凹凸
(代表者及び代表者の氏名)
076-

業種は、下表の日本標準産業分類の中分類に準拠して記入下さい。

19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

Main table for waste management reporting with columns for facility name, location, waste type, quantity, and disposal details.

- 備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。(日本工業規格A列4番)

排出量の単位について

排出量の単位は「トン」を用いること。具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例(参考値)を下記に整理しているので、これにより換算して記載することも可能です。

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

Table with 2 columns: 産業廃棄物の種類 (Waste Type) and 換算係数 (Conversion Coefficient).

- 【註1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(≒1/立方メートル)に留意されたい。
【註2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることを留意されたい。
【註3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。
【註4】「2車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

日本標準産業大・中分類一覧(平成14年3月改訂)

Large table listing Japanese Standard Industrial Classification (JIS) categories from A (Agriculture) to S (Other).

## 電子Manifestの加入について

### 加入の単位

排出事業者	排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。 〔A料金がB料金のいずれかを選択します。 年間500件以下であれば、B料金がお得です。また、更新時にA料金とB料金の変更ができます。〕
収集運搬業者	業者単位です。また、管轄する支店など複数の加入者番号を取得することもできます。
処分業者	処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設および最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

### 利用料金

料金区分	排出事業者		収集運搬業者	処分業者		
	A料金	B料金		報告機能のみ利用	報告機能+2次登録機能の利用 A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	5,000円 (税込5,250円)	3,000円 (税込3,150円)	5,000円 (税込5,250円)	5,000円 (税込5,250円)	5,000円 (税込5,250円)	5,000円 (税込5,250円)
基本料 (年額)	25,000円 (税込26,250円)	40件まで 2,000円 (税込2,100円)	12,500円 (税込13,125円)	12,500円 (税込13,125円)	25,000円 (税込26,250円)	40件まで 12,500円 (税込13,125円)
使用料 (登録情報 1件につき)	10円 (税込10.5円)	41件から 60円 (税込63円)			10円 (税込10.5円)	41件から 60円 税込63円)

少量排出事業者団体料金 医療業、ガソリンスタンド等の少量排出事業者が30人以上まとまって加入した場合、B料金の基本料が無料となります。

### 罰則（排出事業者のManifestに係る主なもの）

紙Manifest交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、紙Manifest写し保存義務違反、電子Manifest虚偽登録、Manifestに係る措置命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金  
〔産業廃棄物管理票交付等状況報告を怠った場合は、直接には罰則の対象となりませんが、勧告、公表後にManifestに係る措置命令に違反した場合には罰則の対象となります。〕

### 電子Manifestの申込み、相談窓口

#### (社)石川県産業廃棄物協会

〒920-0918 石川県金沢市尾山町9-13 中小企業会館ビル4F

076-224-9101

<http://www.hokuriku.ne.jp/i-sanpai/>

#### (財)日本産業廃棄物処理振興センター

03-5811-8296

<http://www.jwnet.or.jp/>

申込み用紙、詳細なパンフレット、デモシステム等はホームページからご覧頂けます。

### 産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出先

石川県環境部廃棄物対策課 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 076-225-1474

報告様式は県ホームページ (<http://pref.ishikawa.jp/>) からダウンロードできます。

電子データ(エクセル形式)で報告することができますので、申請・届出等オンラインシステムをご利用ください。(メールや記録媒体(CD-ROM等)での受付はできません。)

申請・届出等オンラインシステム <http://www.pref.ishikawa.jp/eshinsei/>

(4月1日より受付)

金沢市環境局環境総務課(4月から課名が環境指導課に変更になります)

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 076-220-2528

報告様式は、市ホームページ (<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>) からダウンロードできます。

電子データで報告する場合は、専用メールアドレス(ks-hokoku@city.kanazawa.lg.jp)に送信していただくか又はCD-R等の記録媒体で提出してください。